

被留置者の留置管理に関する訓令の制定について（例規通達）

平成19年6月22日
群本例規第19号（留管）警察本部長

〔沿革〕 平成21年9月群本例規第28号（留管）、22年3月第6号（務）、23年2月第5号（総企）、7月第31号（留管）、24年5月第16号（留管）、25年3月第6号（総企）、第15号（留管）改正

（概要）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）の施行に伴い、関係規定を整備するとともに、留置施設の管理運営に適正を期すため、被留置者の留置管理に関する訓令の趣旨、解釈及び運用方針を規定したものである。